

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月11日	不動産番号	0805000219583
地図番号	B-23	筆界特定	余白		
所在	掛川市細谷字山合				余白
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
635番12	田	6243		昭和55年8月30日土地改良法による換地処分 他の従前の土地 645番1 〔昭和55年12月17日〕	
余白	余白	3251		③635番12、635番20に分筆 〔平成6年10月13日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月11日	
余白	雑種地	余白		②平成20年3月31日変更 〔平成23年4月1日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成8年1月16日 第355号	原因 平成8年1月12日売買 所有者 東京都港区六本木一丁目4番30号、 六本木式五森ビル 日本サイアナミッド株式会社 順位4番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成13年3月27日 第2396号	原因 平成13年1月1日商号変更 商号 ビーエーエスエフアグロ株式会社
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月11日
2	所有権移転	平成14年10月28日 第8904号	原因 平成14年10月11日寄付 所有者 掛川市



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和8年3月16日
静岡地方務局掛川支局

登記官

越智 康 代

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D16908 (1/3)



表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月11日	不動産番号	0805000219589
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	掛川市細谷字山合			[余白]	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
635番18	雑種地		277	635番8から分筆 〔平成6年3月7日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月11日	
[余白]	[余白]		274	③635番18、635番23に分筆 〔令和8年3月9日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成8年1月16日 第355号	原因 平成8年1月12日売買 所有者 東京都港区六本木一丁目4番30号、 六本木式五森ビル 日本サイアナミッド株式会社 順位2番の登記を移記
	付記1号 1番登記名義人表示変更	平成13年3月27日 第2396号	原因 平成13年1月1日商号変更 商号 ビーエーエスエフアグロ株式会社
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月11日
2	所有権移転	平成14年10月28日 第8904号	原因 平成14年10月11日寄付 所有者 掛川市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和8年3月16日
静岡地方務局掛川支局

登記官

越智 康 代



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D16908 (2/3)

1/1

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年10月11日	不動産番号	0805000219590
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	掛川市細谷字山合			[余白]	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
635番19	雑種地	653		635番9から分筆 〔平成6年3月7日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月11日	
[余白]	[余白]	641		③635番19、635番24に分筆 〔令和8年3月9日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成8年1月16日 第355号	原因 平成8年1月12日売買 所有者 東京都港区六本木一丁目4番30号、 六本木式五森ビル 日本サイアナミッド株式会社 順位2番の登記を移記
	付記1号 1番登記名義人表示変更	平成13年3月27日 第2396号	原因 平成13年1月1日商号変更 商号 ビーエーエスエフアグロ株式会社
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年10月11日
2	所有権移転	平成14年10月28日 第8904号	原因 平成14年10月11日寄付 所有者 掛川市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和8年3月16日
静岡地方務局掛川支局

登記官

越智康 代



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D16908 (3 / 3)

1 / 1